

定例監査の結果（令和4年3月1日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所西部工業技術センター	令和3年12月2日	令和3年11月11, 12日	実地	3
2	西部こども家庭センター	令和3年11月26日	令和3年11月2日	実地	4
3	広島障害者職業能力開発校	令和3年12月20日	令和3年12月2日	実地	6
4	小瀬川ダム管理事務協議会	令和4年3月1日	令和4年1月6日	書面	8
5	東部建設事務所	令和3年10月27日 令和4年1月7日	令和3年10月13日, 12月17日	実地	10
6	北部建設事務所	令和3年12月20日	令和3年12月1, 6日	実地	12
7	みよし風土記の丘	令和4年3月1日	令和3年12月7日	書面	13
8	県立歴史民俗資料館	令和4年3月1日	令和3年12月7日	書面	14

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	県立広島観音高等学校	令和4年3月1日	令和3年12月7日	書面	16
10	県立呉三津田高等学校	令和4年3月1日	令和3年9月21日	書面	17
11	県立海田高等学校	令和4年3月1日	令和3年12月8日	書面	18
12	広島中央警察署	令和3年11月18日	令和3年11月18日	実地	20
13	府中警察署	令和3年11月26日	令和3年11月26日	実地	21

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県内企業の振興及び技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験、技術者研修及び技術情報の提供等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10番1号
支所：東広島市鏡山三丁目13番26号（生産技術アカデミー）
- ・組織体制 本所：総務担当，3部（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部）
支所：総務担当，技術支援担当，DX推進担当，2部（製品設計研究部，生産システム研究部）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
常勤職員数 60人（本所：37人，支所：23人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 西部子ども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・組織体制 5課（総務企画課、女性相談課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課）
- ・職員数 61人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和元年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	心身障害※	非行	育成	その他	計
1,253	867	62	21	7	2,210

※ 保健相談を含む。

(イ) 児童虐待対応処理件数 (単位：件)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
337	178	26	475	1,016

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
198人	4,750人	24.0日	13.0人

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等 (単位：件)

相談受付件数（取扱実人員）	療育手帳等判定件数	療育手帳交付件数
666	436	538

(イ) 療育手帳判定件数 436件

ウ 女性相談業務

(ア) 面接相談主訴別人数 (単位：人)

人間関係					住居 問題	帰宅先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
夫等	子ども	親族	交際相手	その他						
80	8	24	2	8	0	1	0	0	0	123

(イ) 電話相談主訴別件数 (単位：件)

人間関係					住居 問題	帰宅先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
夫等	子ども	親族	交際相手	その他						
720	165	229	60	353	10	2	153	114	0	1,806

(ウ) 一時保護状況

区 分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
保護女子	63人 (46人)	879人	14.0日	5.5人
同伴児	69人 (65人)	1,134人		

(注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事の施工管理に必要な事務手続について

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「請負代金内訳書」や「工事履行報告書」の提出を受注者から受けておらず、建設工事執行規則に基づく事務手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県西部こども家庭センター電話交換機等設置工事（令和2年度）
根 拠	建設工事執行規則第14条第1項，第21条

3 広島障害者職業能力開発校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、高等技術専門校等で職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練を実施する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番23号
- ・ 職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 20人
 - 会計年度任用職員 47人
- ・ 職業訓練実施状況（令和2年度）

【施設内訓練】

（単位：人）

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	退校者数		修了者数		入校者就職数
					就職者数	就職者数	就職者数	就職者数	
CAD技術科2年	2年	15	16	8	3	3	5	2	5
CAD技術科1年	2年	15	17	6	1	0	—	—	0
情報システム科2年	2年	10	12	8	3	3	5	5	8
情報システム科1年	2年	10	14	9	2	0	—	—	0
Webデザイン科2年	2年	10	17	10	3	1	7	3	4
Webデザイン科1年	2年	10	20	9	2	2	—	—	2
OA事務科	1年	17	7	3	2	1	1	1	2
OA事務科（音声パソコンコース）	1年	3	4	2	1	0	1	0	0
事務実務科	1年	10	8	8	2	1	6	5	6
総合実務科	1年	30	13	10	7	4	3	0	4
総合実務科（チャレンジコース）	6月	5×2	8	7	1	0	6	5	5
合計		140	136	80	27	15	34	21	36

（注1）CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は令和元年度の状況、退校者・入校者就職数は令和元年度から令和2年度までの状況である。

（注2）入校者就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

【委託訓練】

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
〔知識・技能習得訓練コース〕 パソコン初級スキル習得科等2科5コース	3か月	50	51	40	37	12
〔実践能力習得訓練コース〕 カークリーニング科等5科12コース	1か月	13	12	10	10	8
〔e-ラーニングコース〕 Web制作在宅ワークコース1科2コース	3か月	8	3	2	2	1

（注）就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検を実施することとなっているが、次の使用機器について、平成 30 年 12 月以降、簡易点検を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	室外機 1 台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）

4 小瀬川ダム管理事務協議会

(1) 機関の概要

- ・設置根拠 小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため、広島県と山口県が地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき設置
- ・主な業務 小瀬川ダムの操作、維持、修繕その他の管理及び小瀬川（木野川）の管理の連絡調整
- ・協議会組織 会長及び委員（計11人）
（会長は関係県知事の協議により関係県の職員のうちから選任）
- ・協議会事務所
所在地 広島市中区基町10番52号（広島県土木建築局河川課内）
（会長の属する県の事務所内に設置）
職員数 専任職員なし（道路河川管理課職員1人及び河川課職員4人が事務に従事）
- ・ダム管理事務所
所在地 廿日市市浅原1030番27
職員数 6人（広島県3人、山口県3人）
- ・小瀬川ダムの概要
種別 多目的ダム（洪水調節、工業用水の供給、発電）
総貯水容量 1,140万 m^3 （有効貯水容量990万 m^3 ）
形式等 重力式コンクリートダム、堤高49m、堤頂長158m

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

書損した小切手の廃棄方法について

書損した小切手を廃棄する際には、当該小切手をそのまま小切手帳に残しておかなければならないところ、小切手帳から小切手を切り離して別に保管していた。

また、書損した小切手への記載内容が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	小瀬川ダム管理事務協議会財務要綱第21条
----	----------------------

【改善を求める事項】

協議会の規程類の整備について

物品（郵便切手など）の管理について、小瀬川ダム協議会の規程類に取扱いや様式の定めがないものがあった。

このような小瀬川ダム協議会の規程類に定めがない場合は、小瀬川ダム管理事務協議会規約により会長の属する県の定める規程等により行うこととされているが、そもそも物品の管理などは県によって取扱いが異なるため、2年毎に会長が交替する協議会においては、運用が困難であることから、協議会独自の取扱いを定めるなど、必要な措置を講じ、事務処理が規程類に基づき適正に行われる必要がある。

また、行政財産の使用許可を協議会の会長名で行っているが、会長名で使用許可を行うこ

とについては疑義があることから、根拠を明確にした上で事務処理を行う必要がある。

更には、協議会職員取扱要領の見直しが行われておらず、規程と現状が乖離しているものや最終改正から50年以上経った規程もあることから、速やかに規程類を見直すなど、適切な措置を講じる必要がある。

5 東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制 (人数は, 令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	122人	1班9課 1所16係	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持第一課, 維持第二課, 工務第一課, 工務第二課, 港湾課, 建築課, 福山幹線道路建設事業課, 鞆地区まちづくり推進事業所
東部建設事務所三原支所	97人	6課1班 1チーム	事業調整・土砂法指定推進班, 建設総務課, 管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 災害関連緊急対策チーム

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり, 重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可について, 使用許可の手続は行われているが, 使用許可台帳による記録管理が行われておらず, 財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

財 産	急傾斜地崩壊危険区域 横引地区急傾斜施設用地 (支線1条) 箱田川西中条局舎 (電柱1本)
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条, 第64条

イ 行政財産の使用料の徴収について

次の行政財産の使用料の徴収について, (ア) 及び (イ) のとおり, 不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

(ア) 歳入科目を施設使用料として徴収すべきところ, 誤って, 雑収として徴収していた。

財 産	急傾斜地崩壊危険区域 横引地区急傾斜施設用地 (支線1条) 箱田川西中条局舎 (電柱1本)
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条

(イ) 収入手続が遅延しているものがあつた。

使用許可財産	使用許可内容	納期限	調定調書の入力日	使用料 (年額)
土地	支線1条	令和2年4月30日	令和2年5月15日	1,500円
土地	電柱1本	令和2年4月30日	令和2年5月20日	1,500円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

ウ 備品の管理について

次の備品に係る処分について、(ア)及び(イ)のとおり、不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所)

備品	凍結防止剤散布装置 1台
----	--------------

(ア) 不用の決定を行わずに処分していた。

根拠	広島県物品管理規則第27条
----	---------------

(イ) 物品出納職員に対して処分に係る払出の通知をしていなかったため、備品出納簿から削除されなかった。

根拠	広島県物品管理規則第8条
----	--------------

エ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品(業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器)については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所三原支所)

使用機器	ウォータークーラー(冷水機) 1台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)

6 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6 - 1	三次市, 庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4 - 1	

- ・組織体制 (人数は, 令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	51人	5 課 1 班	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 建築課
北部建設事務所庄原支所	42人	2 課 1 班	事業調整特別班, 管理用地課, 土木課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

行政財産の管理について

次の財産について, 使用許可期間満了後, 更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所庄原支所)

財 産	急傾斜地崩壊危険区域成の坂地区
根 拠	広島県公有財産管理規則第25条

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約については, 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するとして, 1者随意契約を行っているが, 競争入札に付した場合に不利であると認める理由が明確にされておらず, 適用が妥当であるかの判断ができない。随意契約を行う場合は, その適用について慎重に判断し, その根拠とした理由についても, 県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとするように努める必要がある。(北部建設事務所庄原支所)

契約名	主要地方道西城比和線地質調査業務委託(道路改良・単独)(令和2年度) 一級河川江の川水系大内谷川通常砂防工事に伴う業務委託(令和2年度)
根 拠	令和2年5月1日会計管理部総務事務課長通知 委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について

7 みよし風土記の丘

(1) 機関の概要

- ・主な業務 浄楽寺・七ツ塚古墳群及び古民家等の文化財の保存管理と公開
- ・所在地 三次市高杉町及び小田幸町
- ・職員数 専任職員なし(歴史民俗資料館職員が兼務)(令和3年4月1日現在)
- ・古墳群の状況

前方後円墳	帆立貝形古墳	円 墳	方 墳	計
1基	3基	153基	19基	176基

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立歴史民俗資料館

(1) 機関の概要

- ・主な業務 歴史、考古、民俗等の資料の収集、保管、展示及び調査研究
- ・所在地 三次市小田幸町 122 番地
- ・職員数 8 人(令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員数)
- ・主要事業実績 (令和 2 年度)
 - ア 常設展 (開館日数 273 日)
 - 令和 2 年 3 月 7 日～5 月 11 日まで、新型コロナウイルス拡大防止のため臨時休館
 - 総入館者数 15,200 人 (令和 2 年度、企画展も含む)
 - 入館料 385,620 円
 - 図録料 273,800 円

イ 企画展・特別展

展示内容	入館者数	入館料
夏の特別企画展 (奥田元宋・小由女美術館, 三次商工会議所ジョイント事業)「トリックアート展」 7.3～8.30	中止	—
秋の特別企画展「魅惑の古代アクセサリー」 10.4～11.24	3,602 名	786,870 円
展示会 春の展示会「ひろしま遺跡再発見」 7.3～8.30 (夏に延期して実施)	2,139 名	常設展に含む
新春の展示会「春を待つ 三次人形とひな人形」 1.22～3.14	2,191 名	常設展に含む
計	7,932 名	786,870 円

ウ 学校等学習支援活動

	団体数	人数
出前授業(学校訪問等)	45 団体	1,786 名
来館対応	39 団体	927 名
計	84 団体	2,713 名

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る消防設備の種類及び数量を誤って特記仕様書及び設計書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立歴史民俗資料館消防用設備等保守点検業務 (令和 2～4 年度)
-----	-------------------------------------

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県教育委員会事務局等文書管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県教育委員会事務局等文書管理規程第 21 条
-----	--------------------------

9 県立広島観音高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市西区南観音町4番10号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 58人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人
 - 定時制 学科再編により、令和3年3月31日付けで閉課程となった。
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		総合学科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		240	240	240	720					
生徒数（人）		240	235	240	715					
充足率（%）		100.0	97.9	100.0	99.3					
退学者（人）		9（0）				1（0）				
休学者（人）		0				0				
進 学 就 職	大学・短大	197 人（84.5%）				1 人（0.4%）				
	専修・各種	27 人（11.6%）				0 人（0.0%）				
	就 職	3 人（1.3%）				5 人（2.1%）				
	その他	6 人（2.6%）				2 人（0.9%）				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立呉三津田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市山手一丁目5番1号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 42人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
 - 定時制 本務者数 7人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		普通科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		200	200	200	600				40	40
生徒数（人）		194	180	184	558				8	8
充足率（％）		97.0	90.0	92.0	93.0				20.0	20.0
退学者（人）		1（0）				0（0）				
休学者（人）		1				0				
進 学 就 職	大学・短大	156 人（83.0%）				0 人（0.0%）				
	専修・各種	31 人（16.5%）				0 人（0.0%）				
	就 職	0 人（0.0%）				5 人（100.0%）				
	その他	1 人（0.5%）				0 人（0.0%）				

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。
- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。
 - ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について次の工事請負契約は、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事となったが、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立呉三津田高等学校防球ネット改修工事（令和2年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

11 県立海田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番60号
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
 - 全日制 本務者数 59人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14人
 - 定時制 学科再編により、令和3年3月31日付けで閉課程となった。
- ・生徒の状況

課 程	全日制											
	普通科				家政科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	200	200	200	600	80	80	80	240	280	280	280	840
生徒数 (人)	200	171	193	564	80	63	76	219	280	234	269	783
充足率 (%)	100.0	85.5	96.5	94.0	100.0	78.8	95.0	91.3	100.0	83.6	96.1	93.2
退学者 (人)	5 (1)				1 (0)				6 (1)			
休学者 (人)	2				1				3			
進 学 就 職	大学・短大	166 人 (86.9%)			42 人 (56.8%)				208 人 (78.5%)			
	専修・各種	24 人 (12.6%)			25 人 (33.8%)				49 人 (18.5%)			
	就 職	0 人 (0.0%)			7 人 (9.5%)				7 人 (2.6%)			
	その他	1 人 (0.5%)			0 人 (0.0%)				1 人 (0.4%)			

課 程	定時制				
	普通科				
学科・学年等	1	2	3	4	計
総定員 (人)					
生徒数 (人)					
充足率 (%)					
退学者 (人)	1 (0)				
休学者 (人)	0				
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0.0%)			
	専修・各種	3 人 (21.4%)			
	就 職	7 人 (50.0%)			
	その他	4 人 (28.6%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な

点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 備品の管理について

寄附により取得した次の備品について、寄附受納の手続を行っていなかった。また、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

品名	冷水機 3台
根拠	物品管理規則第11条第1項, 第41条

イ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷水機 7台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)

12 広島中央警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市中区基町9番48号
- ・所管区域 広島市中区
- ・管内面積 15.32km²
- ・管内人口 136,234人（令和3年3月31日現在）
- ・組織体制 13課1隊（警務課、会計課、留置管理課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 387人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 26人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

財 産	土地（広島中央警察署庁舎）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

13 府中警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 府中市鵜飼町 542 番地 3
- ・所管区域 府中市
- ・管内面積 195.75 km²
- ・管内人口 37,864 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（令和 3 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 59 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 9 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。